

別表（第2条関係）

認定区分	障害者区分	認定基準
障害者	知的障害者（軽度・中度）に準ずる	市の要介護認定又は要支援認定を受けている者で、介護保険の認定申請における主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度判断基準に基づくランクがⅡ又はⅢの者
	身体障害者（3級から6級）に準ずる	市の要介護認定又は要支援認定を受けている者で、介護保険の認定申請における主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度判断基準に基づくランクがAの者
特別障害者	知的障害者（重度）に準ずる	市の要介護認定又は要支援認定を受けている者で、介護保険の認定申請における主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度判断基準に基づくランクがⅣ又はMの者
	寝たきり高齢者	市の要介護認定又は要支援認定を受けている者で、介護保険の認定申請における主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度判断基準に基づくランクがB以上の者
		要介護認定又は要支援認定を受けていない者で、障害者控除対象者認定のための意見書の民生児童委員の調査による評価点が8点以上である者